

令和2年(2020年)2月那覇市・南風原町  
環境施設組合議会 定例会

(午前10時00分 開会)

○議長(喜舎場盛三)

ただいまから令和2年(2020年)2月那覇市・南風原町環境施設組合議会定例会を開会いたします。

○議長(喜舎場盛三)

これより本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付したとおりでございます。

~~~~~  
○議長(喜舎場盛三)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、議長において下地敏男議員と、金城眞徳議員を指名いたします。

~~~~~  
○議長(喜舎場盛三)

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付した会期日程のとおり本日、2月7日の1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(喜舎場盛三)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日2月7日の1日間に決定いたしました。

~~~~~  
○議長(喜舎場盛三)

日程第3、議案第1号、那覇市・南風原町環境施設組合監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

それでは議案書等の1ページ、提案理由説明書の1ページをお願いします。

議案第1号、那覇市・南風原町環境施設組合監査委員の選任について、提案理由をご説明申し上げます。本組合監査委員の金城満珠男氏の任期が令和2年2月26日付で満了になることに伴い、その後任について、慎重に検討を行いましたところ、同氏を再任することが最適であると思料いたしますので、那覇市・南風原町環境施設組合規約第13条第2項の規定に基づき、議会の同意を得るため、この案を提出します。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(喜舎場盛三)

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(喜舎場盛三)

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(喜舎場盛三)

これにて討論を終結いたします。

○議長(喜舎場盛三)

これより採決を行います。

議案第1号、那覇市・南風原町環境施設組合監査委員の選任については、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(喜舎場盛三)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

~~~~~  
○議長(喜舎場盛三)

日程第4、議案第2号、環境の杜ふれあい公園条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

仲間次長兼所長。

○次長兼所長(仲間好彦)

議案書等の3ページ、それから提案理由書の2ページ目をお願いします。

議案第2号、環境の杜ふれあい公園条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、那覇・南風原クリーンセンターの設置に係る地域還元施設として整備を進めている環境の杜ふれあい公園について、令和2年度から施設の一部が供用可能となるため、公園の設備及び管理につき、必要な事項について制定するものであります。なお、公園の設置及び管理並びにその他公園の利用に関する必要な事項については、この条例に定めるもののほか、南風原町都市公園条例の規定の例によるものであります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(喜舎場盛三)

これより質疑に入ります。

発言通告書が提出されていますので、発言を許可いたします。

金城真徳議員。

○5番(金城真徳)

条例制定の中から、少しわからないところがありましたので教えてください。

都市公園法に基づく設置で、地域還元のすばらしい施設だと思っております。利用者の地域限定が条例の中にないので、全ての町民、そして市民が利用できるものだと理解しております。供用開始したら、どのような周知・広報を考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長(喜舎場盛三)

仲間次長兼所長。

○次長兼所長(仲間好彦)

お答えいたします。

本公園事業は平成26年度から開始され、周辺住民参加のワークショップを行い環境学習の場として、既存樹木の活用、それから水辺空間の確保、そして散策のできる園路等を計画し、現在、整備を進めております。

令和2年度中には芝広場の擁壁やフェンス等の安全対策やトイレの整備を行い、有料公園施設である芝広場の供用開始を予定しております。

本公園の一部供用開始前には、ワークショップなど計画から携わる周辺自治会の皆様への連絡と併せて、本組合、それから南風原町、那覇市のホームページに掲載することにより、広く周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長(喜舎場盛三)

金城真徳議員。

○5番(金城真徳)

よくわかりました。

駐車場はきちんと舗装されておりますけれども、上の屋外ステージのところは草ぼうぼうで草刈りに追われるのではないかという心配がございましたので、こういった

質問をいたしました。しっかりと広報なされてください。

それから2番目に、芝広場の利用者の便宜を図るために、最小限度、電気とか水道の設置の必要性を感じますけれども、どのようにお考えでございますか。教えてください。

○議長(喜舎場盛三)

仲間次長兼所長。

○次長兼所長(仲間好彦)

お答えいたします。

本公園では今後、芝広場の擁壁やフェンス等の安全対策、それからトイレの整備に加えて、南西側の運動施設、それから遊戯施設、回遊性を高めるための園路の整備を予定しております。

また、公園の安全管理や利用者の利便性を図るために、必要な照明灯や水飲み場、それから屋外電源等についても整備を行う予定となっております。

○議長(喜舎場盛三)

金城眞徳議員、3回目でございます。

○5番(金城眞徳)

わかりました。ありがとうございます。

第4条に行爲の制限というのがございます。政治活動での大会や宗教的な大会、そして営利目的の商行為などで使用申請がある時は、どのような判断で許可をなさるのか、お伺いいたします。

○議長(喜舎場盛三)

仲間次長兼所長。

○次長兼所長(仲間好彦)

お答えいたします。

政治団体または宗教団体からの公園行為許可申請につきましては、公園利用者の安全、それから大会の音量等、周辺への影響等を考慮しながら、公園の管理上支障とならないように、総合的に判断してまいりた

いと考えております。

また、営利目的の商行為の許可申請につきましては、原則イベント時の出店等を除き、許可しないこととなります。

○議長(喜舎場盛三)

以上で通告書に基づく質疑は終了いたしました。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(喜舎場盛三)

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(喜舎場盛三)

これにて討論を終結いたします。

○議長(喜舎場盛三)

これより採決を行います。

議案第2号、環境の杜ふれあい公園条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(喜舎場盛三)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(喜舎場盛三)

日程第5、議案第3号、那覇市・南風原町環境施設組合職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

仲村総務企画課長。

休憩します。

再開します。

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

それでは議案書等の9ページ、提案理由説明の3ページをお願いします。

議案第3号、那覇市・南風原町環境施設組合職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、会計年度任用職員に係る分限、懲戒、サービスの宣誓、現業職員の給与の種類及び基準等に関する条例を改正するものであります。

条例案の概要としましては、那覇市・南風原町環境施設組合職員の分限に関する条例、那覇市・南風原町環境施設組合職員の懲戒に関する条例及び那覇市・南風原町環境施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例について、各条例中、会計年度任用職員制度に係る規定の整備を行います。また、那覇市・南風原町環境施設組合現業職員の給与の種類及び基準を定める条例について、会計年度任用職員の給与等の支給に関し規定するため、改正を行うものであります。

議案書の10ページをお願いします。

まず第1条の那覇市・南風原町環境施設組合職員の分限に関する条例の改正につきましては、第5条、休職の効果の規定を整備するもので、改正後欄の下線部分の内容を加えるものです。

次に、第2条の那覇市・南風原町環境施設組合職員の懲戒に関する条例の改正につきましては、第4条、減給の効果の規定を整備するもので、改正後欄の下線部分の内容を加えるものです。

次に、議案書等の11ページをお願いします。第3条の那覇市・南風原町環境施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例の改正につきましては、第2条、サービスの宣誓の規定

を整備するもので、改正後欄の下線部分の内容を加えるものです。

最後に、第4条の那覇市・南風原町環境施設組合現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の改正につきましては、第2条、給与の種類と、第3条、給与の基準の規定を整備するもので、改正前の下線部分の内容を、改正後欄の下線の部分の内容に改めるものです。以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(喜舎場盛三)

これより質疑に入ります。

休憩します。

再開します。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

○議長(喜舎場盛三)

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(喜舎場盛三)

これにて討論を終結いたします。

○議長(喜舎場盛三)

これより採決を行います。

議案第3号、那覇市・南風原町環境施設組合職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(喜舎場盛三)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(喜舎場盛三)

日程第6、議案第4号、令和元年度那覇

市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

それでは別冊の令和元年度一般会計補正予算書（第2号）と、提案理由説明の4ページをお願いします。

議案第4号、令和元年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、補正予算（第1号）後の新たな状況の変化により、補正の必要が生じたので、歳入歳出予算をそれぞれ7,908万2,000円減額補正するものであります。これにより補正後の一般会計予算額は、歳入歳出それぞれ45億1,403万3,000円となります。

まず、歳入予算の概要についてご説明申し上げます。予算書は7ページをお願いします。第1款の分担金及び負担金は2,925万9,000円の減額補正で、周辺まちづくり事業負担金の減によるものであります。

第3款の国庫支出金は、国庫補助金1億470万9,000円の増額補正で、基幹的設備改造事業の増、周辺まちづくり事業の減によるものであります。

第4款の財産収入は240万9,000円の増額補正で、売電料の増、有価物売払料の減によるものであります。

第5款の繰入金は1,624万1,000円の減額補正で、施設整備基金繰入金の減によるものであります。

第8款の組合債は1億4,070万円の減額補正で、基幹設備改造事業債及び周辺まちづくり事業債の減によるものであります。

次に、歳出予算の概要についてご説明申し上げます。予算書は9ページをお願いします。

第2款の総務費は987万3,000円の減額補正で、人件費の減と入札残等による委託料の減によるものであります。

第3款の衛生費は6,920万9,000円の減額補正で、人件費の減と周辺まちづくり事業における国庫補助金の交付額確定に伴う工事請負費等の減によるものであります。

そのほか、繰越明許費については3ページの第2表、債務負担行為補正については4ページの第3表、地方債補正については5ページの第4表のとおりであります。

以上が、議案第4号、令和元年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(喜舎場盛三)

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(喜舎場盛三)

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(喜舎場盛三)

これにて討論を終結いたします。

○議長(喜舎場盛三)

これより採決を行います。

議案第4号、令和元年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(喜舎場盛三)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

〇議長(喜舎場盛三)

日程第7、議案第5号、令和2年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

仲村総務企画課長。

〇総務企画課長(仲村兼一)

それでは別冊の令和2年度一般会計予算書と提案理由説明の5ページをお願いします。

議案第5号、令和2年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

令和2年度一般会計の歳入歳出予算の総額は40億6,934万8,000円で、前年度に比べて3億8,888万円、率にして約8.7%の減となっております。主な要因としましては、基幹的設備改造事業と周辺まちづくり事業、公債費の元金償還等の減によるものです。

まず歳入予算の概要についてご説明申し上げます。

予算書は6ページをお願いします。第1款分担金及び負担金は15億815万4,000円で、対前年度比2億7,899万9,000円、約15.6%の減となっております。主な要因は、平成15年度債として借入れを行ったごみ処理施設建設事業費27億3,630万円の償還が令和元年度で終了したため、ごみ処理施設建設負担金が、対前年度比2億5,001万4,000円の減になったことによるものです。なお、本年度のごみ処理に係る負担金の負担割合は、那覇市90.77%、南風原町9.23%となっております。

第2款使用料及び手数料は5億9,738万7,000円で、対前年度比9,448万5,000円、約18.8%の増となっております。主な要因

は、事業系ごみのごみ処理手数料改定によるものです。

第3款国庫支出金は3億9,913万9,000円で、対前年度比3億753万7,000円、約43.5%の減となっております。これは基幹的設備改造事業2億3,952万8,000円の減、周辺まちづくり事業6,800万9,000円の減によるものです。

第4款財産収入は4億8,069万3,000円で、対前年度比1,857万8,000円、約4.0%の増となっております。主な要因は、余剰電力売払料の増によるものです。

第5款繰入金金は4億5,761万5,000円で、対前年度比3,148万2,000円、約7.4%の増となっております。これは、施設整備基金繰入金の増によるものです。

第6款繰越金は費目存置であります。

第7款諸収入は1,085万9,000円で、対前年度比88万9,000円、約7.6%の減となっております。主な要因は、金属廃材の減によるものです。

第8款組合債は6億1,550万円で、対前年度比5,400万円、約9.6%の増となっております。これは、基幹的設備改造事業において、年度間調整による交付金の減に伴う起債の増によるものです。

次に、歳出予算の内容についてご説明申し上げます。

第1款議会費は344万1,000円で、対前年度比98万5,000円、約22.3%の減となっております。これは旅費の減によるものであります。

第2款総務費1億5,030万1,000円で、対前年度比1,008万2,000円、約7.2%の増となっております。主な要因は、一般管理費の委託料と備品購入費、環境の杜ふれあい委託料等で減はあるものの、環境の杜ふれあい管理運営費の需用費増によるものであ

ります。

第3款衛生費は33億4,216万7,000円で、対前年度比1億4,295万4,000円、約4.1%の減となっております。主な要因は、塵芥処理費（中間処理）の委託料と、備品購入費等の増はあるものの、基幹的設備改造工事と周辺まちづくり事業の減によるものであります。

第4款公債費は5億4,343万9,000円で、対前年度比2億5,502万3,000円、約31.9%の減となっております。主な要因は、歳入でもご説明申し上げましたごみ処理施設建設事業費の償還が一部終了したものであります。

第5款予備費は3,000万円で、前年度と同額となっております。

そのほか、債務負担行為については4ページの第2表、地方債については5ページの第3表のとおりであります。

以上が、議案第5号、令和2年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計予算の概要でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（喜舎場盛三）

これより質疑に入ります。

発言通告書が提出されていますので、発言を許可いたします。

岡崎晋議員。

○7番（岡崎晋）

岡崎です。よろしくお願いいたします。

歳出予算の13ページの共済費約1,000万円、それから17ページの共済費約3,400万円についてお伺いいたします。

約10年前、私が会社にいた頃は、共済費というのは一般企業で言えば社会保険料と言われていたと思いますが、それは会社負担、個人負担を合わせて、当時、10年前は約19%から20%だったと記憶しております。

それが今ではどのようになっているのだろうかということでお伺いいたします。

1つ目、職員の共済費について。正職員の共済費の負担率は、組合・本人それぞれ何パーセントか。

2つ目には同じく支出関係ですけれども、会計年度任用職員についてお伺いします。同一労働、同一賃金が叫ばれて久しいのですけれども、去る10月の本議会でも下地議員と我如古議員が取り上げられました。なりたくても、なかなか正職員になれない方々も非常に重要な職務を担っております。彼らの処遇をしっかりとしていかなければならないという趣旨で、来年度、ようやく制度としてスタートするものであると理解しております。

それで2つ目に伺います。会計年度任用職員について、対象者は何人で、勤務体系はどうか。2番目に受取額は1人当たり1年間で幾ら増えますか。よろしくお願ひします。

○議長（喜舎場盛三）

仲村総務企画課長。

○総務企画課長（仲村兼一）

順次お答えいたします。

まず、正職員の共済費の負担率につきましては、組合分が22.566%、本人分15.744%を見込んでおります。

次に、会計年度任用職員の対象者につきましては7人で、事務職1人、現業職6人となっており、勤務体系は、1日7時間の5日で週35時間となっております。

次に、1人当たりの年間の支給額につきましては、時間外を除き事務職で約11万5,000円、現業職で約11万9,000円増える見込みです。

○議長（喜舎場盛三）

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

それでは再質疑をさせていただきます。

いわゆる社会保険料、共済費は、民間企業では大体、会社、本人それぞれ50%、5割の負担が一般企業では多いかと思うのですが、それでは組合負担の22.566%について伺います。

主な内容はどんなものでしょうか。大きいものを3つ程度取り上げて、教えていただきたいと思います。

それから会計年度任用制度につきましては7人、事務職1名、現業職6名というお答えでした。勤務形態については、1日7時間、たしか今は7時間45分だったと思います。それが1日当たり45分間減るわけです。私が今申し上げた数字は正しいのかどうかということ。もしそうだとすれば、1日45分間減るということですが、これは、例えばその日の朝遅くに出勤してくるとか、あるいは夕方早目に帰るとか、いろいろな形態が考えられると思うのですが、後のほうにあります1人当たり、年間幾ら増えますかということでは、事務職で11万5,000円、現業職で11万9,000円というお答えでした。増える額については、私にとってはちょっと意外だったというか、もう少し多くなるのかなという思いがありました。それで時間について伺いたいのですが、1日45分間、来年のカレンダーで言うと出勤日が248日間の勤務となっています。そこに45分掛ける248をして、そしてこれを時間、あるいは7.0時間、あるいは7時間45分で割ると、1カ月で約2日間、年間で25日間ほど休みが増えるという計算になります。ご本人らがどう感じるか、皆さんがこれからよく説明していく必要があると思うのですが、まず私が話をした計算が合っているかどうかということ。休み時間から換

算すると年間当たりの休日数がそういう計算になるのかどうかを確認したいと思いません。

そして、全体では合計7名の会計年度任用職員になる予定の皆さんについて、年間では組合としてどれだけの支払いが増えるのでしょうか。よろしいですか。お願いします。

○議長(喜舎場盛三)

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

それでは再質疑についてお答えいたします。

まず、職員の共済費の組合負担分の主なものにつきましては、厚生年金が9.15%、基礎年金負担分が4.07%、短期給付のいわゆる健康保険が5.883%、介護保険が0.753%となっています。

それから、勤務体系について、比較になるかと思うのですが、今年度との比較で、先ほど言いました1日当たり45分ということで、今年度の勤務体系が1日7.75時間の5日で、週38.75時間になります。比較すると、週3.75時間の減となりますが、年間で換算しますと、議員のおっしゃられた約25日間程度になるかと思われま

す。次に、全体での年間の支給額につきましては、時間外を除き、合計で約83万2,000円ほど増えることとなっております。以上です。

○議長(喜舎場盛三)

岡崎晋議員。

○7番(岡崎晋)

年間で約25日間の休みが増え、約1カ月の休みが増えるという、計算上はそうなりますけれども、ご本人たちがそれを実感するかどうかはわかりませんが、1日45分間少なくなると、一気に賃金は上げられな



いから時間を増やすという工夫も必要だったのかなと思いますけれども、この45分間をご本人方が有効に使っていただいて、朝、子供たちの送りとか、夕方、子供たちの迎えとか、あるいは少し早く帰ったら洗濯物の取り込みができるとか、ご本人たちの生活改善につなげていっていただければと私は願います。

事務職で11万5,000円、現業で11万9,000円増えるというのは、これはいつでしたか、お答えがあったと思うのですが、2.60カ月の期末手当を含む金額だと聞いていますので、もう少し増えるかなと私は思っていました。でもこれだけ増えるということを御本人たちがどう実感として受け取るか。私が今話をしたように、減った時間を本人たちが有効に使っていただきたい。そのように皆さんも、対象者の方々によく説明していただきたい。

ところで、4月1日から時間が1日45分間減ると。このことによって、勤務管理によっては時間外が、ご本人たちにとっては残業で稼ぎたい方もいるかもしれませんけれども、でもそれは本来の姿であるとは言えないと思いますので、時間外が来年1年間増えないかなという心配も少しあるのですが、そのあたりはいかが考えられますか。

○議長(喜舎場盛三)

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

お答えいたします。

ご指摘の時間外が増えることがないかということにつきましては、確かにおっしゃるように、1日当たりの時間が45分ほど減になります。平日の時間外勤務が増えることについては、今のところ予定はしておりません。ただ、現業職につきましては、今年度同様に土曜日と年末の日曜日、それ

と祝日につきましては、シフトでの勤務を予定しております。おっしゃられた平日の時間外勤務については、今のところ予定はしていないということです。以上です。

○議長(喜舎場盛三)

以上で通告書に基づく質疑は終了いたしました。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(喜舎場盛三)

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(喜舎場盛三)

これにて討論を終結いたします。

○議長(喜舎場盛三)

これより採決を行います。

議案第5号、令和2年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計予算は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(喜舎場盛三)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(喜舎場盛三)

日程第8、議案第6号、議決内容の一部変更について(那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造工事)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

玉寄施設担当課長。

○施設担当課長(玉寄博道)

議案書等の12ページ、提案理由説明書の7ページをご覧ください。

それではご説明します。

議案第6号、議決内容の一部変更について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、平成28年8月5日に那覇市・南風原町環境施設組合議会で議決された議案第9号、工事請負契約について、那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造工事について、設計変更に伴う工事請負変更契約であります。設計変更の主な内容といたしましては、排気復水器の一部を更新するための増額変更であります。

これは本工事において、排気復水設備の駆動部を取り替え中に、ファンブレードの腐食が進行していることが確認されたことから、本工事に追加し取り替える必要がございます。

変更前の金額は48億8,950万円、変更後の金額は50億6,550万円で1億7,600万円の増額となり、現請負業者でありますJFEエンジニアリング株式会社九州支店と、令和2年1月10日付で仮契約を締結しております。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(喜舎場盛三)

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(喜舎場盛三)

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(喜舎場盛三)

これにて討論を終結いたします。

○議長(喜舎場盛三)

これより採決を行います。

議案第6号、議決内容の一部変更について(那覇・南風原クリーンセンター基幹的設備改造工事)は、原案のとおり決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(喜舎場盛三)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(喜舎場盛三)

日程第9、報告第1号、専決処分の報告について(修繕工事請負金額の変更)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

玉寄施設担当課長。

○施設担当課長(玉寄博道)

議案書等の17ページ、提案理由説明書の8ページをご覧ください。

それではご説明申し上げます。

報告第1号、専決処分の報告について、報告理由をご説明申し上げます。

本件は、平成29年2月8日に那覇市・南風原町環境施設組合議会で議決された議案第3号、平成29年度から平成32年度、焼却設備定期修繕に係る修繕工事請負契約について、設計変更に伴う修繕工事請負変更契約の専決処分をしたものであります。

設計変更の主な内容といたしましては、非常用発電機の保安規定による細密点検やろ過式集塵機の経年劣化による部品交換を行うものであります。

変更前の金額は14億990万4,000円で、変更後の金額は14億1,980万4,000円となり、990万円の増額となります。なお本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により平成18年2月15日付で、那覇市・南風原町環境施設組合管理者の専決処分事項として指定された契約金額の100分の5以内で1,000万円以下の契約額の

変更として、令和2年1月10日に専決処分を行い、当日付で修繕工事請負契約変更を締結しましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

○議長(喜舎場盛三)

これより質疑に入りますが、通告書に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長(喜舎場盛三)

日程第10、これより一般質問を行います。この際、申し上げます。

本日の一般質問に関する発言の割り当て時間は、答弁を含めて各議員30分以内いたします。

発言通告書が提出されておりますので、通告書に従って順次発言を許可します。

我如古一郎議員。

○6番(我如古一郎)

我如古一郎です。一般質問をさせていただきたいと思います。

初めに、組合ホームページについて質問いたします。

一般的に字が小さく見づらいと感じています。また、組合議会の検索画面で、過去の議事録の掲載がないのはなぜでしょうか。ホームページをリニューアルして、広報を強化する必要があると思いますが、対応を伺います。

○議長(喜舎場盛三)

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

お答えいたします。

組合ホームページにつきましては、ご指摘のとおり、過去の定例会・臨時会における一部未掲載の議事録等がありましたので、

未掲載の議事録等について掲載をしたところでは。

また、文字の大きさや掲載の方法等につきましては、改善を図りながら、見やすいホームページの作成に努めてまいります。

○議長(喜舎場盛三)

我如古一郎議員。

○6番(我如古一郎)

議事録は、より早く市民、町民に公開することが重要です。議事録の早期掲載に障害となっている要因は何なのか伺います。

○議長(喜舎場盛三)

仲村総務企画課長。

○総務企画課長(仲村兼一)

お答えいたします。

議事録の作成につきましては、議会終了後に録音データの反訳を業者に委託しており、反訳後に関係職員による確認作業を行い、議事録を整えています。その後、議事録と議案等関係資料を印刷会社に印刷を依頼して、3回程度校正をしまして原稿を整え、議長及び議事録署名議員の署名をいただいで、議事録を製本しています。

議事録をより早く市民・町民に公開することは重要と考えておりますので、議会終了後、速やかに校正作業を進め、早期掲載に努めてまいります。

○議長(喜舎場盛三)

我如古一郎議員。

○6番(我如古一郎)

最近の議事録では、平成28年度など、部分的に議事録の掲載がなかったのは、管理上の明らかなミスだったと思います。迅速な更新をすることがホームページの役割であり、答弁にあったように、早速対応したことは評価いたしますが、定期的にチェックを行って、しっかり対応できる体制を求めたいと思います。

次に、クリーンセンターの管理について質問いたします。

一般廃棄物処理施設の維持管理計画書のあり方についてですが、現在の計画書は平成23年、事務局長決裁となっています。これも今回、ホームページをチェックしてわかりました。今回、この大きな問題となった火災発生時の対応や、防止策がこの計画には示されておりませんが、計画に入れる必要があるのではないかを伺います。

○議長(喜舎場盛三)

仲間次長兼所長。

○次長兼所長(仲間好彦)

お答えいたします。

本組合の「一般廃棄物処理施設の維持管理計画」は、廃棄物処理法第9条の3第5項による維持管理に関する計画、同施行規則第4条の5による「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」により作成されております。

議員ご指摘の火災発生時の対応や防止策につきましては、施設の維持管理計画では大項目の基準として示し、具体策等の詳細については、消防法第8条第1項及び第36条に基づく「那覇市・南風原町環境施設組合消防計画」等で取り組むべきものと考えております。

○議長(喜舎場盛三)

我如古一郎議員。

○6番(我如古一郎)

ただいまの答弁によると、廃棄物の処理法に基づいた法律の技術上の基準を示したものという答弁でありました。

火災や防災については、組合の消防計画等で取り組むという答弁、これは良しだと思います。

次に、クリーンセンターの管理運営業務委託の「制限付き一般競争入札」の応募状

況と落札結果を伺います。

○議長(喜舎場盛三)

仲間次長兼所長。

○次長兼所長(仲間好彦)

お答えいたします。

那覇・南風原クリーンセンターの「令和2年度から4年度管理運営業務委託」につきましては、制限付一般競争入札として令和元年12月9日に公告を行い、令和2年1月6日に入札を行っております。

応募状況といたしましては、興南施設管理株式会社1社のみで、同社が落札しております。

落札結果は、予定価格8億856万円に対し、落札価格は7億8,000万円で、請負比率は約96%となっております。

○議長(喜舎場盛三)

我如古一郎議員。

○6番(我如古一郎)

入札の応募状況が1社であることを問題にしているわけではありません。入札に競争が働かない状況で、いかに厳しく緊張感のある関係を構築していくかが必要であります。

そこで再質問をします。

適切な競争による管理能力と透明性・安全性の強化を担保するための課題をどのように検証したのか伺います。

○議長(喜舎場盛三)

本永クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹(本永春樹)

再質問にお答えいたします。

本業務委託の発注につきましては、制限付一般競争入札によって公平性及び透明性を確保し、過去に一定規模の廃棄物処理施設の運転及び維持管理の実績を有していることや、運転に必要な資格を持った責任者を配置できること等を条件とした入札参加

資格要件を、本組合の課長会議及びごみ処理施設管理運営委員会に付議し、この中で審議及び検証を行った上で発注を行っております。

○議長(喜舎場盛三)

我如古一郎議員。

○6番(我如古一郎)

今回の落札者も前回と同じであります。入札における要求水準書で、特別な改善点が示されるべきと思いますが、どのような改善点を評価して落札者と決定をしたのか伺います。

○議長(喜舎場盛三)

本永クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹(本永春樹)

再質問にお答えいたします。

今回の落札者は、前回と同様、興南施設管理株式会社となっております。

昨年11月の火災を受け、今回発注業務の要求水準書では、防火・防災管理の項目において、火災の規模や鎮火の如何に関わらず遅滞なく消防や本組合への連絡通報を行うこと、高温となる場所や危険物保管場所での防火・防災管理を行うことなど、前回に比べ要求水準書を改善しております。

現在、興南施設管理株式会社においては、既に改善策として今回の要求水準書と同様の日常管理を行っており、一定の評価ができるものと考えております。

○議長(喜舎場盛三)

我如古一郎議員。

○6番(我如古一郎)

次に再質問をいたします。

2019年11月13日に発生した火災事故を教訓に、再発防止策が取りまとめられました。今回の事故は、危機管理、リスク管理、内部統制、職員教育などが求められています。これに基づいて、1月21日には、事故後初

の防災訓練が行われています。その成果と課題を伺います。

○議長(喜舎場盛三)

玉寄施設担当課長。

○施設担当課長(玉寄博道)

再質問にお答えします。

本組合においては、2019年11月13日にメタルヤードで発生しました火災事故の反省を踏まえ、再発防止策を取りまとめております。

その中で、消防計画についても見直しを行い、計画に基づく消防訓練を、先月の1月21日に実施したところであります。

訓練では、実際に119番への通報を行い、周辺自治会、那覇市、南風原町、議会等の関係機関への連絡を実施しました。今回の訓練の成果といたしましては、防火に対する意識の向上が図られたこと、前回不十分だった関係者等への速やかな連絡が行えたことだと考えております。

課題といたしましては、再発防止策の継続的な実施及び点検と、人員が少なくなる夜間の火災時の効率的な連絡方法や組織体制の整備等があるものと考えております。

○議長(喜舎場盛三)

我如古一郎議員。

○6番(我如古一郎)

夜間の火災、あるいは地震といった人員が極端に少なくなったときの対応は、早急に今後の課題として検討が必要かと思えます。今回の火災事故を教訓に、日々の防火・防災対策を強化したことは一定評価いたします。しかし、災害は忘れた頃にやってくると言われ、馴れ合いとマンネリ、これこそが重大事故につながります。ヒューマンエラーを招かないための、緊張感のある関係で、チェック体制をさらに構築していくことを要望したいと思います。

次に、売電収入について質問いたします。

売電金額は、沖縄電力に売電をしていた時より、格段に上昇しており、その取り組みを高く評価いたします。新年度予算の競争入札の結果と、5年前と予算額との比較を伺います。

○議長(喜舎場盛三)

玉寄施設担当課長。

○施設担当課長(玉寄博道)

お答えいたします。

昨年12月に実施しました令和2年度余剰電力売払い制限付き一般競争入札の結果につきましては、株式会社沖縄ガスニューパワーが1キロワットアワー当たり18.39円の単価で落札しております。

その結果、令和2年度予算は4億3,315万8,000円となり、5年前の平成27年度実績、2億1,933万5,000円の収入と比較いたしますと、約2倍の2億1,382万3,000円の増額となります。

○議長(喜舎場盛三)

我如古一郎議員。

○6番(我如古一郎)

電力自由化による売電の入札の結果、5年前の約2.2億円から、今年度予算では約4.2億円と約2倍になったことは、ごみ処理経費の削減に役立っています。適切な競争が働いていることを評価いたします。

次に、本施設の発電効率(熱回収効率)はどの程度か伺います。

○議長(喜舎場盛三)

玉寄施設担当課長。

○施設担当課長(玉寄博道)

お答えいたします。

本クリーンセンターは、運用開始当初から発電効率は約17%となっておりますが、基幹的設備改造工事によって、これまでよりも更に多くの蒸気を発電に利用できるよ

うになったことから、現在の発電効率は約19%となっております。

○議長(喜舎場盛三)

我如古一郎議員。

○6番(我如古一郎)

基幹的改良工事で発電効率が19%に上がったことは、ごみ発電としては全国的に見ても高いものだと思っております。

再質問をします。

一般的には、捨てるだけのごみから電気を取り出せることが最大のメリットであります。このごみ発電は画期的であるとは思いますが、デメリットもあると認識をしているのか、見解を伺います。

○議長(喜舎場盛三)

大田クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹(大田裕二)

お答えいたします。

発電量を増やすために、現在よりもプラスチック類を多量に焼却しますと、発熱量が高く非常に燃えやすいため、焼却炉内の温度が設計温度の850度を大幅に超えることが予想されることから、炉内の耐火物の損傷が早くなることが考えられます。

○議長(喜舎場盛三)

我如古一郎議員。

○6番(我如古一郎)

サーマルリサイクルとしての廃棄物発電は、ただ燃やすよりは効果的な環境対策として評価をしておりますが、決して万能ではありません。発電量を維持するために、より多くのごみを必要とし、プラスチック類も燃やせるごみとして熱量を上げる材料とみなされる危険が増大してまいります。その危険性をどう認識しているのか伺います。

○議長(喜舎場盛三)

大田クリーンセンター主幹。

○クリーンセンター主幹(大田裕二)

お答えいたします。

那覇市及び南風原町では、リサイクルが可能なプラスチック類は分別収集を行い、資源化していくとされております。

仮に、リサイクルが可能なプラスチック類を燃やした場合には、これまでよりも炉内の耐火物の損傷が早くなることや二酸化炭素の排出を増加させることにつながるものと認識しております。

○議長(喜舎場盛三)

我如古一郎議員。

○6番(我如古一郎)

答弁のとおりだと思います。

売電量を増やすために、より多くのごみを燃やそうと考えることは、ごみの減量化やCO<sub>2</sub>削減という大きな課題と矛盾いたします。プラスチック類は、ダイオキシンの発生、焼却炉やボイラーを腐食させる塩化水素の発生源ともなるため、焼却炉の延命化や修理費にも大きな負担がかかります。

売電金額に一喜一憂することなく、安定的な廃棄物処理と適切な売電金額による処理費用の低減により、市民町民の生活を支えることが肝要だと思います。

自治体の長としても、ごみ削減の問題に苦勞されている正副管理者の地球温暖化防止のためのCO<sub>2</sub>削減、ごみ減量への取り組みを伺いたいと思います。

○議長(喜舎場盛三)

城間幹子管理者。

○管理者(城間幹子)

お答えいたします。

循環型社会の形成を目指して、那覇市においては4Rの取り組みにより、ごみの発生抑制や減量化、資源の循環利用を推進しているところでございます。

その啓発の一つとして、衣服のリユース

市やリユースモデルとして再使用可能な廃棄家具等の「再生工房」を設けているところです。

これらの取り組みにより、ごみの発生が抑制され、焼却するごみが減少すれば、CO<sub>2</sub>の削減による地球温暖化防止に貢献するものと考えております。

今後ともCO<sub>2</sub>削減による地球温暖化防止対策及びごみの減量化につきましては、南風原町と連携して推進してまいりたいと考えております。

○議長(喜舎場盛三)

赤嶺正之副管理者。

○副管理者(赤嶺正之)

お答えいたします。

南風原町におきましても、那覇市と同様に循環型社会の形成を目指しており、5Rの取り組みによりごみの発生抑制や減量化、資源の循環利用を推進しているところでございます。

現在、循環型社会のモデル事業として「はえばるリサイクルループ事業」を行っており、町内で発生した食品廃棄物を資源として有効に循環利用を行っております。

今後ともCO<sub>2</sub>削減による地球温暖化防止対策及びごみの減量化につきましては、那覇市と連携して推進してまいりたいと考えております。

○議長(喜舎場盛三)

我如古一郎議員。

○6番(我如古一郎)

正副管理者のご答弁ありがとうございました。

これからも地球環境を守っていくためにどうすればいいのか、共に考えたいと思っています。

地球規模の気候変動には、人類は一刻も早い対応が、今、強く求められています。

国連の事務総長は、二酸化炭素を大量に排出する石炭火力発電所の新規建設の中止を求めておりますが、残念ながら我が日本は、新たに22基もつくろうとしている。こういった状況であります。

持続できる地球環境を子供たちに残していくために、ぜひ国連、世界の要請に応えて、温室効果ガス実質ゼロに向けた取り組みを、共に進めていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長(喜舎場盛三)

吉嶺努議員。

○3番(吉嶺努)

質問いたします。

令和元年度那覇市・南風原町環境施設組合消防訓練について以下伺います。訓練の内容について前回と変更した点、訓練後の講評について伺います。

○議長(喜舎場盛三)

玉寄施設担当課長。

○施設担当課長(玉寄博道)

お答えいたします。

本組合におきましては、昨年11月13日にメタルヤードで発生しました火災事故の反省を踏まえ、再発防止策を取りまとめたところでございます。

その中で、消防計画についても見直しを行い、計画に基づく消防訓練を、先月の1月21日に実施したところであります。

前回の訓練からの変更点といたしましては、実際に119番への通報を行ったことや、周辺自治会、那覇市、南風原町並びに議会等の関係機関への連絡を実施したことあります。

訓練後の消防からの講評につきましては、昨年の火災を受け消防計画の改定を行い、速やかに訓練を実施したことに対して、改革する意識があるとの評価をいただきました。

た。

一方、要救護者の搬送後の対応について、避難完了後であっても、看護する方は実際の災害を想定して対応してもらいたいとの指摘がありました。

今後とも、今回の火災の反省を踏まえ、再発防止策の確実な実施と消防訓練をとおり、発災のない施設にしていきたいと考えております。

○議長(喜舎場盛三)

吉嶺努議員。

○3番(吉嶺努)

再質問をします。

この消防訓練を通して、更に今後施設に予算を投入して、より良い設備であったり、また体制づくりを構築するための改善点は見つかったでしょうか。

○議長(喜舎場盛三)

玉寄施設担当課長。

○施設担当課長(玉寄博道)

お答えします。

消防設備のうち、感知器及び発信機につきましては、技術上の規格を定める省令に基づき構造や機能が定められており、検定実施機関において省令の条件に基づき検定し、適合した器具のみを使用することになっております。

本クリーンセンターに設置されております感知器や発信機を含めた消防設備につきましても、適合品が設置され、消防法施行規則に基づく年2回の定期点検を行い、適切に維持管理をしているところであります。

また、本クリーンセンターのごみ処理体制につきましては、昨年2月から、発火の危険性が高く全国的にも課題となっておりますリチウムイオン電池の除去作業が必要となったことから、新たに業務委託を行っております。



その後、破砕鉄の品質確保の要求などの状況の変化により、業務量が増えたことから、その対応策について那覇市や南風原町と調整を行いながら、検討を行っていきたいと考えております。

今後とも、廃棄物処理についての状況の変化に対応できるよう、国や他自治体等からの情報収集に努め、安全で安定的な施設の運用に努めてまいりたいと考えております。

○議長(喜舎場盛三)

吉嶺努議員。

○3番(吉嶺努)

環境問題への取り組みというのは、行政だけではなくて、そこに住み、暮らす人々、市民、町民の皆様の理解を得なければいけないことだと思っております。ただ、安全に関しては、行政として、やはりお金、予算を投入しなければ安全の構築というのはいかにできないものだと私は考えておりますので、今後、事故のないように取り組んでいていただきたいと思うと同時に、やはりこの環境問題、市民、町民の皆さんにより広く理解してもらおうように、広報活動に努めていただければと思います。以上です。

○議長(喜舎場盛三)

これをもちまして、本定例会における一般質問を終了いたします。

~~~~~

○議長(喜舎場盛三)

次に、議決事件の条項・字句及び数字等の整理について、お諮りいたします。

本定例会において議決されました議案については、会議規則第37条の規定により、その条項・字句・数字・その他の整理を要

するものについては、これを議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(喜舎場盛三)

ご異議なしと認めます。

よって、条項・字句・数字・その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

○議長(喜舎場盛三)

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、令和2年(2020年)2月那覇市・南風原町環境施設組合議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

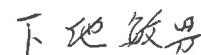
(午前11時10分 閉会)

上記のとおり議事録を整理し、署名する。

議長



署名議員



署名議員

